

西都市介護人材確保支援事業

市内介護サービス事業所に勤務する介護人材の確保及び定着を図るため、介護支援専門員の受講試験に係る受験手数料、法定研修に要した受講料を助成します。

補助の対象となる研修等

介護支援専門員実務研修受講試験※¹

介護支援専門員実務研修

介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅰまたは専門研修課程Ⅱ）

主任介護支援専門員研修

主任介護支援専門員更新研修

※¹ 受講試験については、当該試験に合格し、実務研修を受講修了した場合に対象となります。

補助対象者※²

補助対象研修の受講修了者で、以下の条件を満たすことが必要です。

- ①交付申請の時点で、市内の事業所に直接雇用※³されていること。
- ②研修修了後に介護支援専門員または主任介護支援専門員として勤務すること
- ③研修修了後に、1年以上継続して勤務する意思を有していること
- ④市税等の滞納がないこと

※² 対象の試験または研修の受験手数料または受講料を、所属事業所を運営している法人が負担している場合は、当該法人が補助申請することができます。

※³ 受講試験・実務研修の受講時点でまだ市内の事業所で雇用されていなくても、補助金の交付申請までに雇用されていれば対象となります。

補助対象経費

試験の受講手数料および研修の受講料で、教材費、振込手数料等の経費は対象外です。

申請手続

研修を修了した日の属する年度の末日までに下記書類を提出してください。

- ①補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②研修等を修了したことを証する書類の写し
- ③補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- ④誓約書（様式第2号）
- ⑤雇用証明書

※様式は市HP「介護人材確保支援事業」よりダウンロードできます。

- ⑥市税等完納証明書

※西都市役所税務課窓口で証明書を取得し、提出してください。

問い合わせ

西都市役所健康ほけん課 高齢者支援係 0983-32-1028 tikesui@city.saito.lg.jp